

# 帯広高等看護学院授業料等徴収条例

昭和45年2月2日  
条例第2号

改正の沿革 昭和51年条例第2号、昭和58年条例第1号、昭和60年条例第2号  
昭和61年条例第2号、昭和63年条例第1号、平成7年条例第4号  
平成8年条例第1号、平成13年条例第2号、平成17年条例第2号  
平成20年条例第2号、平成26年条例第1号

(目的)

第1条 帯広高等看護学院の授業料、入学検定料、入学料及び再試験料（以下「授業料等」という。）は、この条例の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 授業料等の額は、別表のとおりとする。

(委任規定)

第3条 この条例施行について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年2月16日）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月23日）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和58年度における第2学年及び第3学年の生徒、並びに昭和59年度における第3学年の生徒の授業料の額は、改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月11日）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月25日）

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例別表に規定する授業料の額は、昭和61年度以後に入学する生徒に係る授業料の額について適用し、昭和60年度以前に入学し昭和61年度以後引き続き在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月3日）

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例別表に規定する授業料の額は、昭和63年度以後に入学する生徒に係る授業料の額について適用し、昭和62年度以前に入学し昭和63年度以後引き続き在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月1日)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月6日)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例別表に規定する授業料の額は、平成8年度以後に入学する生徒に係る授業料の額について適用し、平成7年度以前に入学し平成8年度以後引き続き在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年12月1日)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例別表に規定する授業料の額は、平成14年度以後に入学する学生に係る授業料の額について適用し、平成13年度以前に入学し平成14年度以後引き続き在学する学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年12月1日)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表に規定する授業料の額は、平成18年度以後に入学する学生に係る授業料の額について適用し、平成17年度以前に入学し平成18年度以後引き続き在学する学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年11月28日)

(施行期日)

- 1 この条例は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例別表に規定する授業料の額は、平成21年度以後に入学する学生に係る授業料の額について適用し、平成20年度以前に入学し平成21年度以後引き続き在学する学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年11月27日)

(施行期日)

- 1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例別表に規定する授業料の額は、平成27年度以後に入学する学生に係る授業料の額について適用し、平成26年度以前に入学し平成27年度以後引き続き在学する学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。

別表

区 分	金 額
授 業 料	年 額 1 5 3 , 6 0 0 円
入 学 検 定 料	1 0 , 0 0 0 円
入 学 料	2 0 , 0 0 0 円
再 試 験 料	1 科 目 5 0 0 円